## 東駿河湾広域都市計画地区計画の決定(三島市決定)

都市計画 富士見台地区計画を次のように決定する。

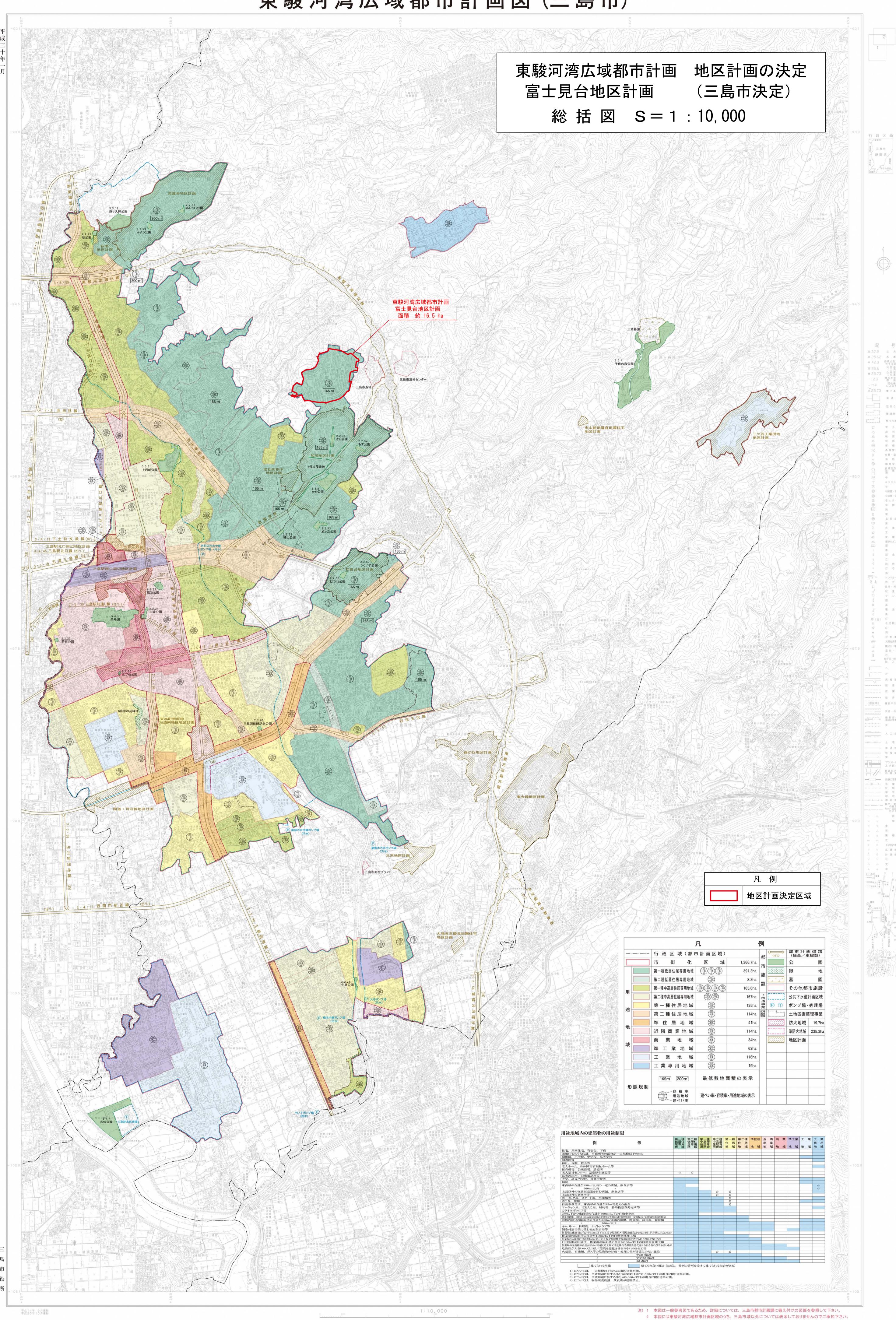
名 称	富士見台地区計画		
位 置	三島市富士見台		
面積	約 16. 5ha		
地区計画の目標	本地区は、三島市北東部の自然環境に恵まれた丘陵地にあり、既に良好な住宅地が形成されている。 そこで、地区計画を策定することにより、人と人とのふれあいを大切にした、ゆとりとうるおいのある緑豊かな低層住宅地としての形成と良好な居住環境を保全することを目的として、建築物その他の工作物の整備及び合理的な土地の利用を図る。		
	< 土地利用の方針> 本地区は、専用の住宅が立ち並んでおり、この住宅地としての環境を高度に維持、保全するように土地利用計画を定める。 <地区施設の整備方針>		
	本地区には、幹線を軸とし、準幹線、支線、公園、調整池が宅地開発事業により整備されているので、これら施設の機能が損なわれないよう維持、保全を図る。		
	<建築物等の整備の方針> 1 良好な住宅地としての環境を保全するため、建築物の用途の制限を定める。 2 整備された宅地が細分化され、狭小宅地とならないよう、建築物の敷地面		
区域の整備、開発及び保全の方針	積の最低限度を定める。 3 良好な街区景観の形成や日照、通風の確保を図るため、建築物の壁面の位 置を制限する。		
	4 整然とした家並みや秩序ある街並み景観の形成を図るため、建築物の高さの最高限度並びに建築物等の形態又は意匠の制限を定める。 5 美しい市街地景観を保全するため、本地区内の広告塔、広告板及び案内板の設置を制限する。		
	6 市街地景観を整備し、保全するため、また、地震防災の観点から、垣又はさくの構造を制限する。		
	<その他当該地区の整備、開発及び保全に関する方針>本地区の美しい街並みを保全するため、建築物の敷地の地盤の高さは変更してはならない。ただし、庭の修景、駐車場、出入り口の設置のための変更は、この限りではない。		

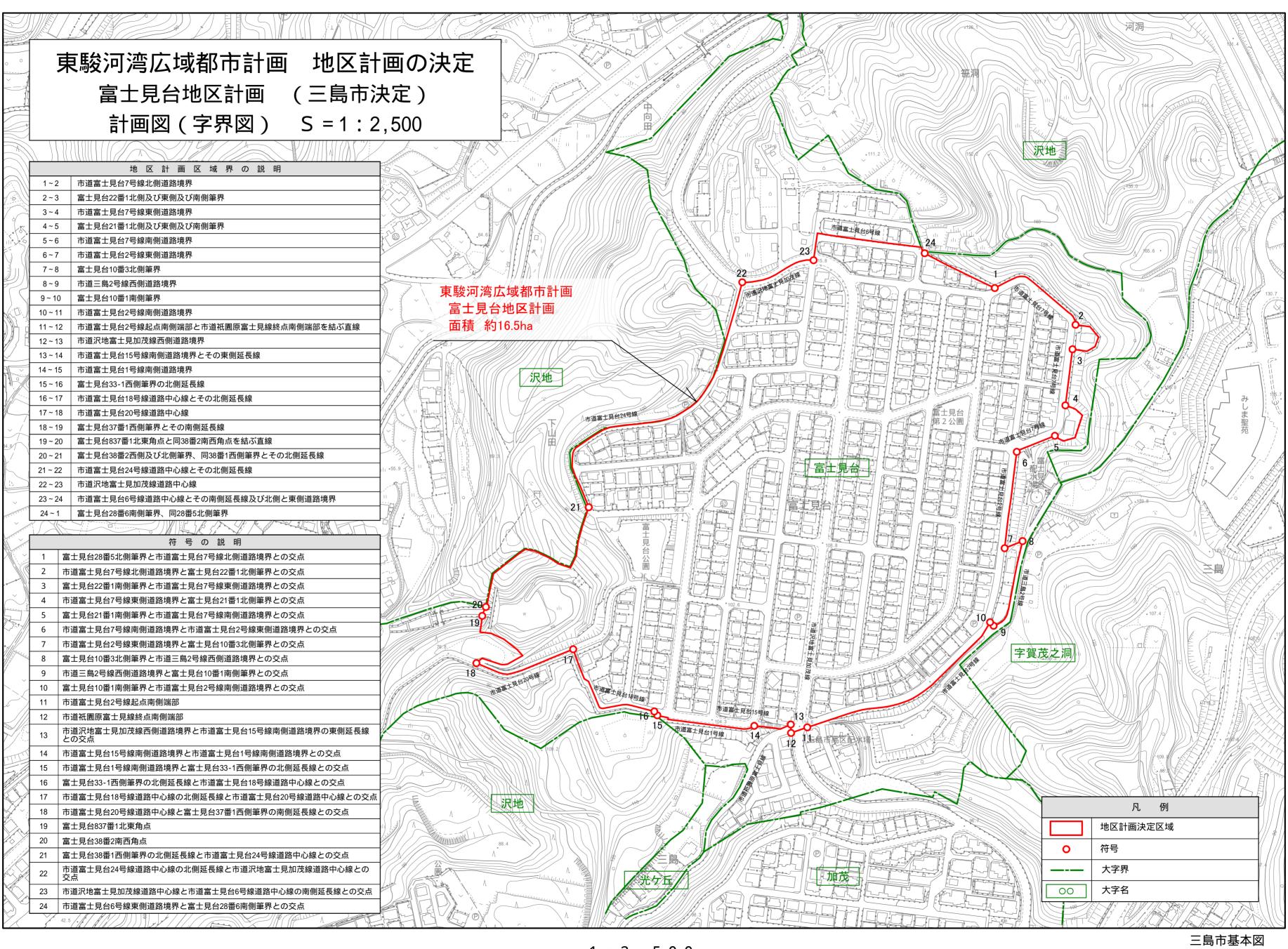
地区整備計画地区施設の配置及び規模 建築物等に関する事項	地	本 道路 ひ 記 置 及	幹線道路	幅員 13m	延長 約 540m
			<b>準幹線道路</b>	幅員 12m	延長 約1,050m
				幅員 6m	延長 約3,580m
			支線道路	幅員 5m	延長 約 140m
	配			幅員 4m	延長 約 60m
	及		步行者専用道路	幅員 2~4m	延長 約 290m
	_	公園	富士見台公園	面積 約 0. 58ha	
	模		富士見台第2公園	面積 約 0. 10ha	
		その他公共空地(調整池)		面積 約 0. 90ha	
	築物等に関する事	次に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。 ただし、地区内の公園に設けられる公園施設、防災施設、便所が設所についてはこの限りではない。 1 一戸建て住宅 2 一戸建て住宅で次に掲げる用途を兼ねるもの (これらの用途に供する部分の床面積の合計が50㎡以下のものかつ建築物の延べ面積の2分の1以上を居住の用に供するものかつ建築物の延べ面積の2分の1以上を居住の用に供するものかり、事務所(汚物運搬用自動車、危険物運搬用自動車その他に担類する自動車で市長の指定するもののための駐車施設を同内に設けて業務を運営するものを除く。) イ 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設 ウ 美術品又は工芸品を製作するためのアトリエ又は工房(原を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75kw以下のに限る。) 3 集会所 4 前各号の建築物に附属するもの 建築物の敷地		は、防災施設、便所及び休 もの 計が50㎡以下のもので、 住の用に供するものに限 用自動車その他これらに めの駐車施設を同一敷地 れらに類する施設 トリエ又は工房(原動機	
		建築物の敷地 面積の最低限度	190 ㎡とする。		

地区整備計画	建築物等	壁面の位置の制限	道路(歩行者専用道路を除く。)境界線から建築物の外壁又はこれに代わる柱(以下「外壁等」という。)の面までの距離は2m以上としなければならない。また、隣地境界線から外壁等の面までの距離は1.5m以上としなければならない。ただし、次に掲げるもののほか、地区内の公園に設けられる公園施設、防災施設、便所及び休憩所についてはこの限りではない。 (1)床面積の合計が10㎡以下の別棟の物置 (2)軒の高さが2.3m以下で、かつ、床面積の合計が30㎡以下の壁を有する別棟の車庫 (3)高さが3m以下で、かつ、床面積の合計が30㎡以下の階数が1の壁を有しない別棟の車庫
	に関す	建築物等の高さ の最高限度 建築物の軒の高さは 7m とする。	
	る事項	建築物等の形態又は意匠の制限	次のように定める。  1 建築物の屋根及び外壁の形態又は意匠の制限は、三島市景観計画の定めるところによる。  2 屋外広告物を設置する場合は、三島市景観計画及び三島市屋外広告物条例の定めるところによる。
		垣又はさくの 構造の制限	道路及び隣地に面する垣又はさくの構造は、生垣、フェンスその他これらに類するものとする。ただし、門及び長さが左右それぞれ 1.5m 以下、かつ高さが 1.5m 以下の門の袖についてはこの限りでない。フェンスの基礎 (ブロック積等) については、構造上安全で景観に配慮したものとし、高さは 40cm 以下とする。

「区域は計画図表示のとおり」

## 東駿河湾広域都市計画図 (三島市)





1:2,500

1:2,500

- NE 194

D - 2

